

安居院流唱導の範圍

—その対機の多様性について—

安 東 大 隆

はじめに

ここで、安居院流唱導の範圍というのは、安居院流が、いかなる人々を対象にして、唱導をしたかという問題から発する。この事については、すでに説話に現れている、澄憲・聖覚像をとりあげて、貴族のみならず、一般の階層におよんでいた旨の指摘がある。

小論では、その事を改めて問題にしようというのでは無く、なぜそういう、謂わば多様性を持つ必要があったのか、またその多様性はどのようなところに由来するのか。この二点について、考察を試みたいと思う。

1

一、なぜ多様性を持つ必要があったのか。

この問題は、多様性ということのみに留らず、安居院流の唱導とはいかなるものかという根本の問題にも、大いに関わってくる。安居院流の唱導というと、従来多く残っている唱導文集の類『言泉集』『澄憲作文集』等の、規範例文から受ける印象に依って、理解されている。即ち、願文・表白等仏前で諷誦する漢文体のものが、大部分を占めているというような理解が、それである。そのような理解のよって来る

ところは、そのような文章や、そのような場面が、資料の上に多く残っていることが、主な原因と考えられる。先に挙げた唱導文集の類や、公家の日記等が、それらの資料である。ところが、実際はそのような一面性のものでなく、もっと別の面を持っていたと、思われる。つまり、それが、貴族以外の人々に、向けられている視線である。此等の全ては、次の三つの場合(場面)に、整理する事ができよう。

(A) 貴族のみを相手にした場合。

(B) 貴族とそれ以外の人を同時に相手にした場合。

(C) 貴族以外の人のみを相手にした場合。

以下、順序として、その各々の場合について、簡単に触れておこう。それは、言うまでも無く、ここにおける問題のありかを、より明確にしておきたい、という意図である。

(A) の場合

これは、貴族のみを相手にして、唱導をしたものであり、ここで、改めて例を引いて、説明する必要はあるまい。

(B) の場合

これは、大寺で実施された法要に、貴賤こぞって参詣結縁する場合である。たとえば、周知の『古今著聞集』に、澄憲が、或人の書写した、五部の大乘経の供養の為に、南都に請ぜられる説話があるが、一度は南都の法師に拒まれるが、春日大明神の御託宣によって、結局導

師として請ぜられることとなる。その様子を、

誠に富妻那の弁舌をはきて、衆人感涙を垂ぬはなかりけり。随喜のあまり、南京こそりて、我も我もと臨時の仏事をはじめて、請じける程に、布施はしたなく多とりて——と、描写している。

華嚴・大集・大品般若・法華・涅槃の各大乗経を書写するのであるから、多大な出費を要したのであろう。また、南部の僧を差し置いて、澄憲に依頼するのであるから、尚更である。それは、一方では澄憲の名声が、洛中のみならず南部まで、及んでいたことを物語っている。そうすると「我国第一の能説をきかん事を悦おもふに」という春日明神の言葉も、あながち誇張では、ないかもしれぬ。

さて、その澄憲の説教を聴聞して「衆人」は、感涙したとある。ここでいう「衆人」は、文字どおり「もろもろの人」「おおくの人」の意味である。つまり、その大乘経の供養の場に行き、結縁した「もろもろの人」は全て、澄憲の説教に、感涙したのである。その「もろもろの人」は言うまでもなく、貴賤男女を取混ぜての「もろもろの人」である。

(C) の場合

(B) の例として挙げた同じ『古今著聞集』の箇所に、南部で多くの布施を得た澄憲が、京へ帰る途中に、山だち(山賊)に出合った。力者法師以下逃げてしまったが、澄憲は、その山だちに説教して、出家させてしまふ。

勿論、山賊を普通の人の範疇に入れて、ここで論ずるのは、いささか奇異ではあるが、広範囲な人々に通用した事は、充分理解できよう。また、他にも聖覚の場合を含めて多くの例を、挙げる事が出来ようが、(A)・(B)・(C)のそれぞれの形で、唱導がなされた事は、納得できる。

では、なぜこのような色々な場合が、想定されるのであろうか。

その問題をとく為には、日本における仏教の受容の仕方について、少し考える事から、論を進めたい。欽明天皇の頃に渡来した(『日本書紀』)仏教は、軋轢を経ながら、徐々にではあるが、浸透していく。しかし、その方向は、個人の救済という、仏教本来の目的ではなくして、国家の鎮護を願う、所謂国家仏教であったり、現世利益を願うものであったり、また、肉親の追善をするものであったりした。

仏教は最初貴族上流階級一部を中心に受容せられてきたのであって、一般諸文化と同様、聖徳太子の政治政策、聖武天皇の諸国分寺建設政策と相俟って、漸次一般民衆の中に浸透さるべき準備を整えてきたのである。従って、かかる状態を承けたる平安時代は仏教の民衆化消化と云う意味に於て注目せしめられる時代である^③。

この様な状況の中で、平安時代に入ると、浄土教が盛んになっていく。特に源信僧都の『往生要集』以後は、その傾向が、一段と顕著になる。澄憲・聖覚の出た平安朝末期もまた、そのようである。

さて、現世に利益を得たいという要求。後世に菩提を得て、浄土に往生したいという願望^④。これらは、全ての人の要求であり、又願望でもある。勿論それらの望みを、成就させる手段には、各々の立場において、自ら違いが生じてくる。時間的に余裕があり、経済的にも裕福な貴族達は、堂塔伽藍を立て、大法要をおこなったりした。一方、時間的にも経済的にも余裕のない一般の人々は、法要に聴聞結縁したり、一紙半銭といわれる僅かな、しかし、勢一杯の寄進に、現世利益や後世を、期待し、また、時代が下がると、口称の念仏に、望みを繋ぐこととなる。極論していうと、そのような相手の望みに従うようにして、唱導されていったものとも、考えられよう。

そこで、三度ではあるが、先の『古今著聞集』の説話を想起しよう。澄憲は奈良坂にて、山賊を教化するのである。

法印、「しばし物申し候はん」とて、十二因縁の心をめでたうとき聞かせて、教化せられたりけるに、山だちとも、忽に悪心をあらためて、

帰伏せるけしきにて、うばひとりたる所の物どもを、ことごとくかへしあ
たへけり。

澄憲は、「十二因縁の心をめでたうとき聞かせて」山賊を教化し、そ
れを聞いた山賊は、「忽に悪心をあらためて」澄憲に帰伏したのであ
る。その説教の内容が「十二因縁」である。「十二因縁」は、十二支縁
起のことであるが、ここでは、過去・現在・未来の三世にわたって因
果を説く、所謂「三世両重の因果」を、指しているものとおもわれる。
簡単に言うと、過去の行業に依って、現在の果を受け、現在の行業に
依って、未来の果を受けるといふ因果の様相である。そういう十二の
相を「めでたうとき聞かせ」られた山賊は、我が身の現在の有様に気
付き、悪心（布施物を奪い取る気持ち）を改め、奪い取った物をかえ
した。のみならず、法性寺まで守護して送り、翌日には、本鳥（もと
どり）三個を袋に入れて、澄憲の所へ送り届けている。

この説話は、澄憲の高名（澄憲が高名ふしぎ、此事に待り）を語る
ものであるが、十二因縁をとき聞かした結果、最終的には、出家に
いたらしめている。逆に何故荒々しい山賊が、出家したかという点、
澄憲の十二因縁の教化に触れて、此の世を厭い捨てて、後世に菩提を
得て、浄土に往生したいという願望を、持つに至ったからである。

つまり、現世に利益を得たいという要求。後世に菩提を得て、浄土
に往生したいという願望。これらは、全ての人の等しく願うところで
あった。澄憲の「めでたき」教化は、山賊をして、たちどころにその
事を、完成せしめたのである。荒々しき者に対して、浄土往生を説く
説話は、他にもある。周知の『今昔物語集』（巻19・14）「讃岐国多度
ノ郡ノ五位、聞法即チ出家セル語」にてくる源大夫は、「殺生ヲ以テ
業」とし、「因果ヲ不知シテ、三宝ヲ不信」といふ「悪シク奇異キ悪人」
であったが、山より帰る途中の堂で、仏経養供の講に行合わせ、「何ナ
ル事ヲ云フゾ」と立ち聞く。講師は、意を決して、

此ヨリ西ニ多ノ世界ヲ過テ仏ケ在マス、阿弥陀仏ト申ス。其ノ仏、

心広クシテ、年来罪ヲ造リ積タル人ナレドモ思ヒ返シテ一度「阿弥
陀仏」ト申シツレバ、必ず其ノ人ヲ迎テ、樂ク微妙キ国ニ、思ヒト
思フ事叶フ身ト生レテ、遂ニ仏トナム成ル。

と、説き聞かせる。それを聞いた源大夫は、仏弟子にならんと、「刀
ヲ抜キテ自ラ髻ヲ根際ヨリ切」りて、出家する。その後は、「衣・袈裟
直ク着テ、金鍔ヲ頸ニ懸テ」金を打ちながら、高声に「阿弥陀仏イヤ
ライマイ」と呼びつつ、何処までも西に向って行き、ついには阿弥陀
仏の「此ニ有」といふ返答を得る。

この場合にも、「必ず極樂ニ往生シタル人ニコソ有メレ」とあるよう
に、阿弥陀仏の西方浄土への往生を、願ったものである事は、明白で
ある。

以上の事から、説き聞かせる内容（唱導しようとしている教義）に
は、貴賤の区別のない事が理解できよう。そこで、只異なるのは、説
き聞かせる相手（唱導の対象）がだれかと、いう事に問題が、しばら
れてこよう。

仏教に関する教養を持ち、漢籍も十分に読みこなせる人（貴族）に
は、それに応じた唱導をする。そのような仏教的な教養を、持ち合わ
せていない人には、それにふさわしい唱導をする。唱導というものは、
そういう多様性をもった営みである。しかし、そうは言うものの、そ
の対象が、より積極的に多様化していく過程には、仏教の側のいうな
れば、お家の事情ともいべき時代性（貴族制度が危うくなり、それ
にともない、寺院の所有していた多くの荘園も、十分に機能しなくな
った）がある。

このような理由から、より積極的に、多様性を持つ必要があつたも
のと、思われる。

二、多様性は、どういふところに、由来するのか。

この問題は、安居院流自身の中に、多様性を容易にする素地があるのではないだろうか、という事についての疑問である。

まず、前述した時代性という事を、別の面から、少し触れておこう。安居院流の澄憲・聖覚の活躍した時代は、どのような時代であろうか。

澄憲 大治元年(一一二六) — 建仁三年(一一〇三)

聖覚 仁安二年(一一六七) — 嘉禎元年(一一二五)

法然 長承二年(一一三三) — 建曆二年(一一二二)

親鸞 承安三年(一一七三) — 弘長二年(一一二六)

平 清盛 元永元年(一一一八) — 治承五年(一一八一)

源 頼朝 久安三年(一一四八) — 正治元年(一一九九)

この年表を見ると、澄憲・聖覚が、どのような時代を生きてきた人であるかが、理解できる。聖覚と法然・親鸞の結び付きも、既によく知られているところである。『源平盛衰記』(巻三)の澄憲の祈雨説法での、清盛との逸話も、また頷ける。これらの時代性は、いわば外からの要求のようなものである。

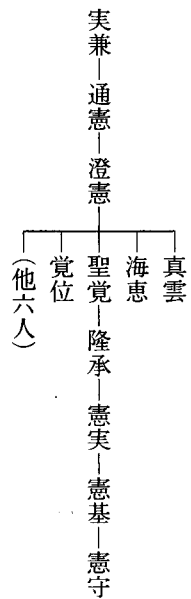
さて、安居院流自身の中に、それを見ていきたい。そこで、周知の『元亨釈書』の記事に、注目してみたい。

治承養和之間。澄憲法師挾給事之家学。(中略) — 性具出舌端而泉湧。一昇高座四衆清耳。

晩年不慎戒法。屢生数子。長嗣聖覚克家業課承演。自此数世系嗣。醍醐。覺生隆承。承生憲実。実生憲基。朝廷躋其論導緩于闔房。以故氏族益繁。

傍線部に「晩年不慎戒法。屢生数子。」とあるように、妻帯して、数子をもっている。

『尊卑分脈』では、澄憲の系図を



とあり、

通憲には、出家法名信西

澄憲には、四海大唱導一大名人也、此一流能説正説名才——法印大

僧都

聖覚には、天下大導師、名人也、能説名才、安居院三會——法印權

大僧都

と、各々註がしてある。『元亨釈書』にある通り、血族を以って代々、相承していったのである。また澄憲・聖覚が、唱導の名人であったことも、当然しるされている。

さて、ここで注目して、論じようと思うのは、「晩年不慎戒法。屢生数子。」とあるように、妻帯して血族を以って相承していると、言う事である。そして、『元亨釈書』の記事をそのまま信じると、朝廷からも、緩されていたという事になる。叡山の法印が、いわば、堂々と妻帯していたという点には、特異である。勿論、教信沙弥(日本往生極楽記)や餌取の法師(今昔物語集)巻15のように、妻帯の例が無いわけではないが、高僧の例は、めずらしいことである。

「晩年不慎戒法。屢生数子。」(浄土伝燈録)巻四にも『元亨釈書』をうけて、「蓋憲初台嶺之徒、暮倦戒律、屢生数子」とあるが、先の年譜によると、聖覚の生年は、仁安二年で、この年父澄憲は四十一才である。聖覚の前にも『尊卑分脈』によると、二人子供があるわけであるから、澄憲の結婚は、およそ三十五才前後にならうかと思う。ちなみに、澄憲は七十七才で他界している。

なぜ、澄憲は、妻帯したのであろうか。この疑問に答えるべき資料を、持ち合わせていない。先の『元亨釈書』にも、その事実のみを、簡単に記載しているだけである。しかし、澄憲が、唱導を得意としたということと、妻帯とは、関連があるのでは、ないであろうか。唱導をする為に妻帯したとは、考えられない。だが、すくなくとも、妻帯したことにより、澄憲の説くところに、深みと幅が出てきたであろうことは、否めまい。澄憲の唱導については、『玉葉』（建久二年閏十二月五日）に

澄憲法印来、即始、上卿等着座、説法珍重、太自常、実足當時之逸物、緇素之才芸、未如此師之説法、先世之感報也、

とあり、その説法のすばらしさを、知ることができるとある。

「緇素之才芸、未如此師之説法」とあることから、澄憲の才芸は、世俗の事に迄、及んでいたことがわかる。勿論、当然のことではあるが、唱導に、色々な知識を必要とすることは、よく知られているところである。『徒然草』（第百八十八段）の、説経師になる為に馬から始めて、酒を習い、早歌を習う話は、その間の事情を、物語るものである。山門の内にあつて、修業に終始している高僧などと比して、自然とその興味のあり方や、考え方も違ってくるのであろう。

妻帯していたという事によって、齎される色々な条件が、多様性を容易にする素地と、なったものと思われる。一方、その対機に対する多様性はまた、唱導の場に応じて、多くの資料を、用意することになる。

おわりに

安居院流の唱導が、貴族のみでなく、一般の階層にもおよんでいた事実に着目して、その必要性と、そのよつてくるところを、考えた。

当時の人々が、仏教に期待した望んだものは、現世の利益であつ

たり、後世の菩提であつたりした。この願望は当然ながら、上下貴賤の区別がない。安居院流は、施主としての貴族階級の衰退もあつて、貴族以外の人々の、その願望にあわせて、その人々に合うように、唱導したのである。したがつて、それは、内容の違いというよりもむしろ、説き方の違いと言つた方が、より妥当であらう。

安居院流の唱導が、時代に即応しながら、多様性をもつていった裏には、代々妻帯しながら、唱導活動をしていったという姿勢が、窺える。このような生活態度が、機や場にに応じて柔軟に唱導した、澄憲・聖覚を祖とする安居院流の特質でもあつたと思ふ。

注

- ①安居院の澄憲・聖覚小考 後小路薫氏「宗教」（教育出版社）昭和53年11月
- ②『古今著聞集』の引用は、古典文学大系（岩波書店）による。文中の傍線は、私に付したものである。四三二段「澄憲法印奈良坂の山賊を教化の事」
- ③『日本浄土版の研究』石田充之氏（百華苑）14頁
- ④追善ということも、考えられるが、少し性質が違つたので、ここでは触れない。詳細は、拙稿「言泉集」を成立させる要素 「別府大学国語国文学」第19号を参照。
- ⑤引用は、古典文学大系（岩波書店）による。
- ⑥この間の事は、『新編日本浄土教成立史の研究』井上光貞氏に詳述されている。